

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
9月21日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 五

保安林の指定(萩市) (森林整備課) 七

保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所(森林整備課) 七

道路の区域の変更(道路整備課) 八

道路の供用の開始(道路整備課) 八

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課) 八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件) (商政課) 九

山口県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月二十一日から同年十月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。



平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年
三三一口	二五	平成一九、一	平成二〇、三	平成二〇、一
備考	「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。			

使用時間 連続 二四時間 使用時間の一日当たりの使用時間 季節的変動の概要 変動なし

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三一口	六・八	七・三	二二〇
六・八	六・五	五	一〇
七・三	六・四	七	〇・〇八
	七	〇・〇八	〇・〇九
	二〇	二〇	二五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 節 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
鋼鉄製・ステンレ ス製	コンクリート製	一九二	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)	(設)	
		一、〇〇〇	活性汚泥・沈殿						

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
凝集沈殿分離施設	七	二二三	七〇
COD処理施設	七・二	二九〇	八五
	七・五	四〇〇	九七〇
	七	二二三	七〇
	七・二	二九〇	八五
	七・五	四〇〇	九七〇

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
通常最大	七	二二三	七〇
通常最大	七・二	二九〇	八五
通常最大	七・五	四〇〇	九七〇

No. 1	排水口	七・二	六・五	五・八	二・二	五	一〇	検出せず	一・二	四	〇・二	〇・二	八・一五〇	八・五四
-------	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	------	-----	---	-----	-----	-------	------

山口県告示第四百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月二十一日から同年十月十一日まで、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日
 山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
 住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
 所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	種 類	構 造			使用の方法		
		能力 (Nm ³ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間
四七ホ	"	一、〇〇〇	平成一九、 一〇、二二	平成二〇、 五、三二	平成二〇、 六、一	連 続	二四時間 変動なし
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"

備考 「四七ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常	最 大	最 大	
凝 集 沈 殿 槽	処 理 前	"	"	"	"
	処 理 後	"	"	"	"
沈 殿 池	処 理 前	一〇	八	四	八、九九四
	処 理 後	三、二	三、九	三、七	一〇、一三二・五
排 水 処 理 施 設	処 理 前	三	五	三	六七四
	処 理 後	二	一〇	二	二三四

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定		工 事 完 成 予 定		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
凝 集 沈 殿 槽	コ ン ク リ ー ト 製	"	凝 集 沈 殿	連 続	概 季 節 的 変 動 の 要	平 成 一 〇 九 二 二	平 成 一 〇 四 三 〇	平 成 一 〇 五 〇 一		
沈 殿 池	素 掘 り	一 九 二 〇 〇	沈 殿	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要					
排 水 処 理 施 設	コ ン ク リ ー ト 製	八 〇 〇	活 性 汚 泥	連 続	概 季 節 的 変 動 の 要					
種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	工 事 完 成 予 定	工 事 完 成 予 定	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
(既 設)						平 成 一 〇 九 二 二	平 成 一 〇 四 三 〇	平 成 一 〇 五 〇 一		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	最 大	
"	八	九	七	五・三
四七一ホ	三	四	二	三・三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

処理後	八・四	九・七	"	"	一八	二四	"	"	〇・六	〇・八	"	九、七二四	一〇、九五一・五
-----	-----	-----	---	---	----	----	---	---	-----	-----	---	-------	----------

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
八・九	"	八・三	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
七	"	六	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
二〇	"	一〇	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一八	"	一五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
二四	"	二〇	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
四六	四	二	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
七〇	八	四	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〇・四	"	〇・二	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〇・八	"	〇・二	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一四	"	〇・五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一〇、五五四	一〇八、四〇〇	五、八〇〇	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一一、八四四・五	一三五、六〇〇	六、八〇〇	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

山口県告示第四百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月二十一日から同年十月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第十一号の動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、同表第二十七号の無機化

学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研摩洗浄施設及び廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

		沈 殿 池				中 和 槽				"				排 水 处 理 施 設				種 類	
处 理 前		处 理 後		处 理 前		处 理 後		处 理 前		处 理 後		处 理 前		处 理 後		处 理 前		項 目	
变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	通 常	最 大
"	"	"	"	一〇	"	八	"	一	"	八	"	四	"	八	"	一	"	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	"	"	二、九	"	九、七	"	二、一	"	〇、七	"	五、三	"	九、七	"	二、一	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量
"	"	"	"	"	"	七	"	一〇	"	"	"	七	"	一〇	"	五、〇〇〇	"	窒 素	の 値
"	"	"	"	二二	"	一五	"	二〇	"	"	"	二二	"	二〇〇	"	一〇、〇〇〇	"	燃 焼 性 固 形 物	の 値
"	"	六〇〇	"	三、〇〇〇	"	一五	"	一〇	"	五〇〇	"	二〇	"	一五	"	一〇	"	浮 遊 物 質 量	の 値
"	"	一、〇〇〇	"	六、〇〇〇	"	一〇、〇〇〇	"	一〇〇	"	一、〇〇〇	"	二五	"	一五	"	一〇〇	"	浮 遊 物 質 量	の 値
"	"	"	"	五〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	"	窒 素	の 値
"	"	"	"	八〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	"	窒 素	の 値
"	"	"	"	二五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・一	"	燃 焼 性 固 形 物	の 値
"	"	"	"	五〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・一	"	燃 焼 性 固 形 物	の 値
"	"	"	"	一四	"	一五	"	一〇、〇〇〇	"	一五	"	二五	"	一五	"	一〇、〇〇〇	"	浮 遊 物 質 量	の 値
八、三六七	八、九九四	八、三六七	八、九九四	八、三六七	九三九	八九四	七六六・九	七二一・九	一三九・八	四五	一三九・八	四五	五七七・七	七二七・五	一六三・七	三〇三・五	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	通 常	最 大
九、六二四・五	一〇、三二一・五	九、六二四・五	一〇、三二一・五	九、六二四・五	九四三	八九八	七七〇・九	七二五・九	一三九・八	四五	一三九・八	四五	七二〇・二	八五〇	一六四・五	三〇四・三	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	通 常	最 大

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝集沈殿槽		
処理後		
変更後	変更前	変更後
"	八・四	"
"	九・七	"
"	"	"
"	"	"
"	一八	"
"	二四	"
"	"	"
"	"	"
"	〇・六	"
"	〇・八	"
"	"	"
九・七二四	九・〇八七	八・九九四
一〇・五一五	一〇・三四五	一〇・三二五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)
				変更後	変更前	変更後	
"	八・四	"	水素イオン濃度 (水素指数)	通	七・五	七	五、八〇〇
				常	八・三	七	
"	八・九	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	六	一〇	六、八〇〇
				常	二〇	二〇	
"	七	"	浮遊物質 (mg/l)	通	一五	二〇	一〇、五五四
				常	二四	二四	
"	一八	"	窒素 (mg/l)	通	二	四	一〇、八四四
				常	七〇	八	
"	〇・四	"	燐 (mg/l)	通	〇・二	〇・二	一、三三五
				常	〇・八	〇・二	
"	一四	"	ふっ素 (mg/l)	通	〇・五	〇・五	一、三三七
				常	一四	一四	
一〇、五五四	九、九二七	"	排水の一日当たりの量 (m ³)	常	五、八〇〇	六、八〇〇	一〇、五五四
一一、八四四	一一、二三七	"	最大	最大	五、八〇〇	六、八〇〇	一一、八四四

山口県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
- 二 萩市相島字こふるく一〇九の一
- 三 指定の目的
- 四 風害の防備
- 五 指定施設要件

山口県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 保安林として指定された目的
 住 所 森 林 所 有 者 氏 名 又 は 名 称

光市大字三井字足谷七八
 一の二 土砂の流出の防備 立木の伐採の限度 光市大字三井 二二二五 鍵本 隆駒

二 通知の内容を掲示した場所
 光市役所

山口県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 南風泊港線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
下関市彦島迫町二丁目二九〇五の一 地先から 同市彦島緑町六〇五八の一 地先まで	新	最狭 一一・〇〇	三〇四・〇	道路改良工事に 完了による。
	旧	最狭 二七・四〇	三〇四・〇	

山口県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 南風泊港線	下関市彦島迫町二丁目二九〇五の一 地先から 同市彦島緑町六〇五八の一 地先まで	平成十九年九月十二日



(四六九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山 口 市	平成十七年五月十日から 平成十九年二月二十八日まで	山口市地籍簿	秋穂東の一部
岩 国 市	平成十七年五月十六日から 平成十八年十二月二十一日まで	岩国市地籍簿	周東町祖生の一部

二 認証年月日

平成十九年九月二十一日

(四七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十一日山口県公告(二三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十一日山口県公告(二三五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳地ショッピングセンター

所在地 山口市徳地堀一六一三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十一日山口県公告(二三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク牟礼店

所在地 防府市大字江泊一九三六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十一日山口県公告(二三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十一日山口県公告(二三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ベスト電器周南店

所在地 周南市道源町四八七五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成十九年九月二十一日印刷
平成十九年九月二十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)